

一般社団法人三重電業協会細則

平成23年4月18日制定

第1章 会員に関する事項

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人三重電業協会（以下「本会」という。）の定款の細則について定める。

(入会等に関する事項)

第2条 定款6条第1項に定める「電気工事業」とは、屋内配線、架空送配線、地中送配線、動力設備、照明設備、避雷設備、受変電設備、自家発電設備、通信設備、弱電設備、火災警報設備、計装設備等にかかる工事業、並びに電気工事用材料販売業をいう。

(会員の資格)

第3条 定款6条第1項に定める「電気工事業を営む個人又は法人」とは次の者をいう。

- (1) 三重県（以下「県」という。）の官公庁等に指名登録している者、県内で営業活動を行っている者。
 - (2) 電気工事業のほかに土木工事業、建築工事業を併せて営む場合は、各年度を通じての公共及び民間受注額が、主として電気工事業による者。
- 2 正会員であって県内に本社を有しない者は、営業所、出張所等を設けるよう努めるものとする。

(入会手続き)

第4条 定款第6条第3項の定めにより、入会しようとする者は、本会所定の入会申込書により行うものとする。

- 2 正会員については、次のとおりとする。
 - (1) 申込書様式は、「入会申込書（正会員）」による。
 - (2) 推薦者は2名とし、内少なくとも1名は理事の中から、他の1名は入会后5年未満の会員を除いた正会員の中から選ぶものとする。
- 3 賛助会員については、次のとおりとする。
 - (1) 申込書様式は、「入会申込書（賛助会員）」による。
 - (2) 推薦者は1名とし、正会員の中から選ぶものとする。
- 4 推薦者は、入会申込書の事業規模、営業状況等を熟知し、必要に応じて理

事会又は総務委員会において説明を行うものとする。

- 5 会員の資格取得は、理事会の承認を得た時とし、承認後遅滞なく会員名簿に登録するものとする。

(再入会の停止)

- 第5条 協会に迷惑もしくは損失を及ぼして退会した者は、その翌年から起算して5か年間再入会出来ないものとする。

第2章 会員資格の喪失に関する事項

(退会手続き、除名手続き)

- 第6条 定款第8条第1項第1号の定めにより、退会の申し出を行う者は、本会所定の「退会届」により行うものとする。
- 2 退会の日は、「退会届」に記載された日とし、会員名簿から抹消するものとする。
- 3 会長は、退会した者を理事会に報告するものとする。
- 4 定款8条第1項第4号の定めにより、会員を総会で除名する場合には、当該会員に対して、総会の日から1週間前までにその旨通知し、かつ総会において弁明の機会を与えなければならない。
- 5 前項により、除名が決議された時は、除名した者にその旨を通知し、当該通知した日を以て、会員名簿から抹消するものとする。

第3章 総会に関する事項

- 第7条 定款第13条第2項に定める招集の通知を行う日における正会員を、当該総会の議決権を有する正会員とする。

- 第8条 総会は、招集通知書に記載していない議案について議決することはできない。ただし、出席正会員の議決権の過半数を以て決議したときは、議案を追加することができる。

- 第9条 総会に出席した会員は、中途退場しても定足数の算定については、異動しない。

- 第10条 総会に代理人として出席する者は、いかなる場合においても自己の議決権を含め3個以上の議決権を行使することができない。

第4章 理事会に関する事項

第11条 理事会は、原則として年3回開催する。

2 理事会に出席した理事の数は、中途退場しても定足数の算定については、異動しない。

附 則

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この細則の施行前に、社団法人三重電業協会の規程に基づき手続きされた行為の効果は、この細則の施行後も有効なものであったとみなす。

附 則

この細則は、平成30年7月17日から施行する。